



平成26年(ㇿ)第31号

債権者 朴 羽衣子 外8名

債務者 関西電力株式会社

進 行 に 関 す る 意 見 書

平成27年1月23日

福井地方裁判所民事第2部 御中

債務者代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士 今 城 智 徳



弁護士 山 内 喜



明

弁護士 中 室



祐

第1 はじめに

債権者らは、平成26年12月5日付け「進行に関する意見書」において、本件仮処分の進行に関して、債権者らは必要な主張と疎明資料の提出を尽くしており、債務者においても平成27年2月2日までにこれらに反論することは十分可能であると述べたうえで、「審尋を行うとしても、遅くとも平成27年2月2日までに本件の審尋を終えられるよう進行されたい」との意見を述べている。

そして、債務者も、手続進行に協力すべく、現時点で可能な限りの主張及び疎明資料を取りまとめて提出したところである。

しかし、本件仮処分は、争点が極めて多岐にわたり、かつ専門性の高い事案であって、適切な司法判断を行うためには、その前提として、事案を的確に把握する必要があること、債務者は、原子力規制委員会における審査状況等、今後の事情を踏まえて主張及び疎明資料を追加する用意があること、本件仮処分の対象となっている高浜発電所3号機及び4号機（以下、「高浜3、4号機」という）並びに大飯発電所3号機及び4号機（以下、「大飯3、4号機」といい、高浜3、4号機と大飯3、4号機を総称して「本件各発電所」という）の起動が未だ差し迫っているとはいえず、本件各発電所の起動前にも相当程度の審理期間を確保できる見通しであること、本件仮処分の判断が及ぼす影響が非常に大きく、かつ広範囲に及ぶこと等を考慮すると、本件仮処分については、拙速に陥ることなく、十分な期間をかけて慎重かつ充実した審理判断が行われるべきである。

以下、本件仮処分の進行に関する債務者の意見を具体的に述べる。

第2 本件仮処分の特徴及び債務者の主張疎明

債権者らは、原子力発電所である本件各発電所の運転によって債権者らの人格権が侵害される具体的な危険があると主張し、本件各発電所の運転差止を求めている。これに対し、債務者は、本件各発電所は十分に安全性が確保されており、債権者らの主張するような人格権侵害の具体的な危険は存在しないと主張してい

る。それゆえ、本件仮処分の究極的な争点は、本件各発電所の運転により債権者らの人格権が侵害される具体的危険の有無ということになるが、債権者らは、この点を主張疎明するべく、合計 400 頁以上にも及ぶ長文の申立書及び準備書面によって、自然現象による本件各発電所の危険性や本件各発電所の設備の設計・保全に関する問題等について様々な主張を展開し、これらの主張に係る疎明資料として 200 通を優に超える多数の書証を提出してきている。これを受けて、債務者も、答弁書及び主張書面（１）から（４）までを提出し、書証も提出したところである。

このため、本件仮処分の具体的な争点は、地震・津波等の自然現象に関する事項、本件各発電所の設備の設計・保全に関する事項等、極めて多岐にわたっており、争点の整理が必要である。そのうえ、原子力発電所が科学技術を駆使して設置した施設である以上、争点に対する審理・判断にあたっては、科学的・専門技術的知見に対する十分な理解を踏まえて、前提となる事実及び当事者の主張を的確に理解し、把握することが必要不可欠となる。

また、第 3 の 2 で述べるとおり、本件各発電所は、いずれも原子力規制委員会における審査の途上にあることから、債務者は、この審査の状況等、今後の事情を踏まえて主張及び疎明資料を追加する用意がある。

このように、本件仮処分は、争点が極めて多岐にわたり、かつ専門性の高い事案であり、審理・判断にあたっては、両当事者の主張を踏まえた争点の整理とともに、科学的・専門技術的知見に対する十分な理解を踏まえて、前提となる事実及び当事者の主張を的確に把握することが必要不可欠である。また、債務者には、今後の事情を踏まえた追加主張の用意がある。それゆえ、本件仮処分については、十分な期間をかけて慎重かつ充実した審理を行う必要性が認められる。

第 3 本件各発電所の起動時期と審理期間確保の見通し

債権者らは、「本件高浜原発においても約 3 か月後（平成 27 年 2 月頃）に再稼

動される可能性があり、また・・・本件大飯原発についても・・・本件高浜原発の再稼働と間を置かずに再稼働される可能性がある」と主張し（仮処分申立書 43 頁）、本件各発電所の起動時期が差し迫っていると主張している（同 41～45 頁）。しかし、債務者は、本件各発電所を起動するために必要な許認可を未だ得ておらず、本件各発電所の起動時期は未だ差し迫っているとはいえない。それゆえ、本件仮処分の審理期間は、本件各発電所の起動に至る前にも相当程度確保することができる見通しである。以下、詳述する。

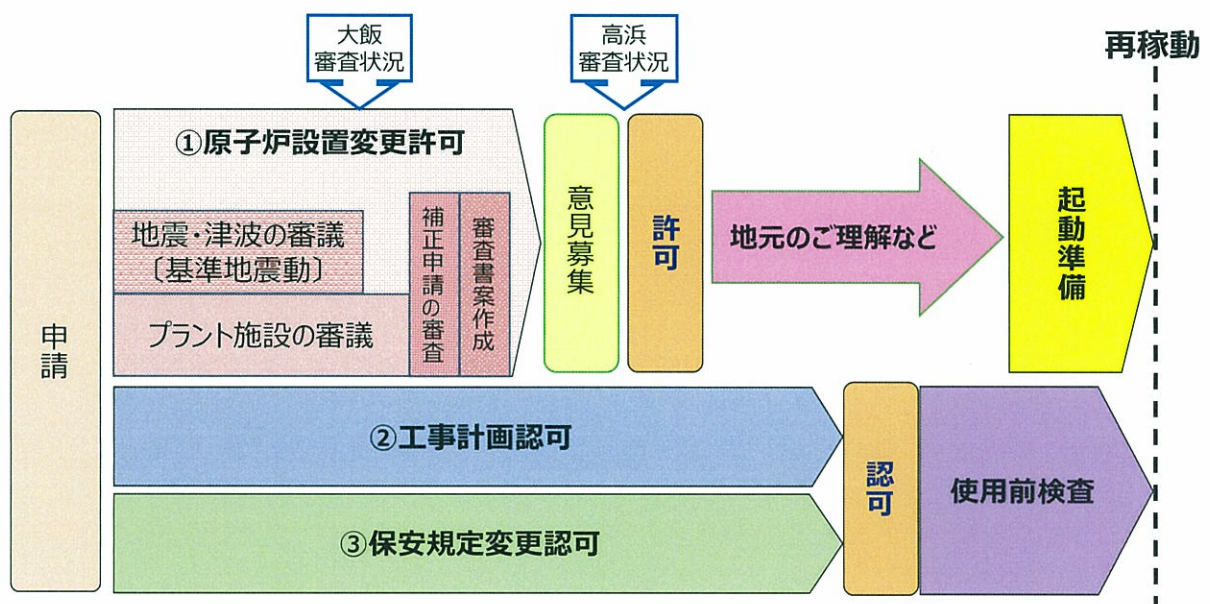
1 本件各発電所の起動までの流れ

福島第一原子力発電所事故の後、原子炉等規制法¹の改正を受けて制定された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」をはじめとする新たな規制基準（以下、「新規制基準」という）が、平成 25 年 7 月に施行された。

これに伴い、本件各発電所を起動させるには、原子力規制委員会に対し、原子炉設置変更許可（原子炉等規制法 43 条の 3 の 8）、工事計画認可（同 43 条の 3 の 9）及び保安規定変更認可（同 43 条の 3 の 24）の各申請を行い、新規制基準への適合性審査を受けて、これらの許認可を得る必要がある。そして、工事計画認可を得た設備について、工事計画・技術基準との適合性を確認する使用前検査の申請を行い（同 43 条の 3 の 11）、原子力規制委員会による検査に合格した後に、はじめて本件各発電所の起動を計画することとなる。

なお、発電所における起動準備の手順としては、原子炉への燃料装荷、原子炉容器の組立て、各種試験、原子炉起動、臨界（核分裂の連鎖反応が一定の割合で継続している状態）、並列（発電開始）等がある。

¹ 正式には、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」である。



2 原子力規制委員会における手続の状況

(1) 新規制基準適合性審査の状況

債務者は、平成 25 年 7 月 8 日、本件各発電所に係る原子炉設置変更許可、工事計画認可及び保安規定変更認可の各申請を一括して行ったが、いずれも未だ許認可が出ておらず、申請に係る手続の途上にある。

これらの手続の現状について、本件各発電所のうち、手続が先行している高浜 3、4 号機について詳述すると、まず、原子炉設置変更許可申請については、原子力規制委員会が新規制基準への適合性について審査を行ってきたところ、同基準に適合しているものと認められることから、平成 26 年 12 月 17 日に「関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3 号及び 4 号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書」（案）を作成し、これを公表した。そして、同月 18 日から平成 27 年 1 月 16 日までの間、同審査書案に対する科学的・技術的意見の募集（いわゆるパブリックコメント）が行われたほか、原子炉等規制法に基づく原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取が行われている（原子力委員会につき原子炉等規制法 43 条の 3 の 8 第 2 項において準用する同法 43 条の 3 の 6 第 3 項、経済産業大臣につき同法 71 条 1 項）。これ

らの結果を踏まえて、今後、原子力規制委員会が、原子炉設置変更許可申請に対する判断を行う予定である。

また、高浜 3，4 号機に係る工事計画認可及び保安規定変更認可の各申請については、原子力規制委員会における新規制基準への適合性審査を踏まえて、現在、債務者が補正申請書の提出に向けて準備中である。債務者がこの補正申請書を提出し、原子力規制委員会がこの内容を審査し、原子力規制委員会によって認可に必要な要件を満たしていることが確認されると、両申請について認可が行われることになる。

他方、大飯 3，4 号機に係る手続の状況について説明すると、まず、原子炉設置変更許可申請については、原子力規制委員会が新規制基準への適合性について審査を行っている途上にあり、基準地震動及び基準津波については概ね了承を得ているものの、審査は継続中である。また、工事計画認可及び保安規定変更認可の各申請についても、原子力規制委員会において新規制基準への適合性審査が継続中である。

(2) 小括

以上のとおり、本件各発電所は、原子炉設置変更許可、工事計画認可及び保安規定変更認可の各申請に係る手続の途上にあり、これらの手続の後にも使用前検査等が控えているという状況にある。これらの手続に今後要する期間は現時点では具体的に明らかではなく、本件各発電所の具体的な起動時期の目処は立っていない。

3 起動時期の想定

債務者は、平成 26 年 12 月、経済産業大臣に対し、電気料金を再値上げするための認可申請（料金規制のない自由化分野については再値上げ要請）を行うに至った。この認可申請等にあたっては、料金の原価算定上、本件各発電所の起動時

期を想定する必要がある。

そこで、債務者は、原子力規制委員会による新規制基準の適合性審査が先行している九州電力株式会社川内原子力発電所の審査状況を踏まえて、本件各発電所の起動時期を想定している。

すなわち、川内原子力発電所については、平成 26 年 7 月に、原子炉設置変更許可に関する審査書案の意見募集（パブリックコメント）が開始されたが、それから半年程度が経過した現在においても工事計画認可の審査が継続中である。このことを踏まえ、本件各発電所の原子炉設置変更許可に関する審査書案の意見募集開始から工事計画認可及び保安規定変更認可までの期間を 7 か月間と想定している。また、使用前検査・起動準備の期間については、過去の実績や検査対象設備数等を考慮して 3.5 か月間を想定している。そして、高浜 3、4 号機については、平成 26 年 12 月に原子炉設置変更許可に関する審査書案の意見募集が開始されたことから、上記の想定期間を踏まえると、平成 27 年 11 月に起動すると想定される。また、大飯 3、4 号機については平成 28 年度以降に起動すると想定される。

このような本件各発電所の起動時期の想定については、平成 27 年 1 月 21 日、経済産業省の総合資源エネルギー調査会 電気料金審査専門小委員会において説明したところである。

4 小括

このように、本件各発電所は、いずれも原子力規制委員会における手続の途上にあり、具体的な起動時期の目処は立っていない。また、川内原子力発電所の審査状況を踏まえると、高浜 3、4 号機については平成 27 年 11 月に起動し、大飯 3、4 号機については平成 28 年度以降に起動すると想定される。これらの事情を踏まえると、本件各発電所の起動は、相当程度先のことと見込まれる。

したがって、本件仮処分については、本件各発電所の起動に至る前にも相当程

度の審理期間を確保できる見通しである。

第4 本件仮処分決定の影響

答弁書第4章で述べたとおり、「供給安定性」「環境性」「経済性」の点において優れた特長を有する原子力発電は、平成26年4月に政府が策定した「エネルギー基本計画」において「重要なベースロード電源」と位置づけられており、債務者の電力供給上も重要な役割を担うものである。それだけに、本件各発電所の運転差止を認容するか否かという本件仮処分の帰趨が及ぼす影響は極めて大きいものとなる。このことは、債務者の原子力発電所が長期にわたって運転を停止している現状における「供給安定性」「環境性」「経済性」への影響からみても明らかであり、既に答弁書第4章第2の2においても述べたところではあるが、以下、改めて述べる。

すなわち、まず、「供給安定性」の点についてみると、東北地方太平洋沖地震発生以前の平成22年度実績では、債務者の電源別構成比において原子力発電は約51%を占め、本件各発電所の発電電力量は、債務者の原子力発電電力量全体の約46%を占める等、本件各発電所を含む債務者の原子力発電所は、債務者管内の電力供給に重要な役割を担ってきた。そのため、債務者の全ての原子力発電所の運転停止に伴い、債務者管内における電力需給は厳しい状態が続いており、電力需要が特に高まる夏季・冬季には節電を要請せざるを得ない状況に陥っている。また、夏季・冬季に供給予備率がわずかとなり、突発的な要因により運転中の発電所がごく一部でも停止して、電力需要を賄えなくなると、たちまち関西地域における電力供給に支障が生じることも懸念される。

また、「環境性」についてみると、地球温暖化問題の観点から、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量削減が強く求められているところ、平成20～22年度の3箇年平均では0.282kg-CO₂/kWhであった債務者の二酸化炭素排出係数は、債務者の発電電力量に占める火力発電の割合が激増したことに伴い、平成25年度に

は 0.516kg-CO₂/kWh に上昇している。

さらに、「経済性」についてみると、火力発電の焚き増しによって債務者の化石燃料購入量が増加し、これに伴い燃料調達費用が増大しており、かかる事情を背景として、債務者は、平成 25 年に電気料金を平均 9.75%（料金規制のない自由化分野については平均 17.26%）値上げした。しかし、原子力発電所の運転停止が長期化し、燃料調達費用の増大を電気料金の値上げで賄えない状態が続いていることから、債務者は、平成 23 年度は約 3020 億円、平成 24 年度は約 3925 億円と多額の経常損失を計上し、電気料金を値上げた平成 25 年度にも約 1229 億円の経常損失を計上し、平成 26 年度も約 1700 億円の経常損失を計上する見通しであり、債務者の財務体質は急速に悪化してきている。債務者は、経営効率化に鋭意取り組んでいるところであるが、このままでは、燃料調達や設備の保守・保全等に必要な資金調達が困難になるなど、電力の安定供給に支障をきたすおそれがある。こうした事情を背景として、平成 26 年 12 月に、債務者は、やむを得ず、経済産業大臣に対し、平成 27 年 4 月から電気料金を平均 10.23%再値上げするための認可申請（料金規制のない自由化分野については平均 13.93%の再値上げ要請）を行うに至った。なお、この再値上げ幅は、前述のとおり、高浜 3、4 号機が平成 27 年 11 月から起動し、大飯 3、4 号機が平成 28 年度以降に起動することを前提としており、起動が遅れた場合における債務者の経済的損失は、高浜 3、4 号機につき 1 日当たり約 6 億円、大飯 3、4 号機につき 1 日当たり約 8 億円にものぼることになる。

このように、債務者の原子力発電所の運転停止が継続することにより、電力需給が厳しい状態が続いているほか、環境保全及び経済性の面でも極めて大きな影響が生じてきている。債務者は、安全性確保を前提として、本件各発電所の起動に向けた取り組みを鋭意進めることで、これらの影響を解消しようと努めているところであるが、本件各発電所の起動の可否に直結する本件仮処分の判断は、上記のような影響が継続し、あるいはさらに拡大し続けていくかどうかを左右する

こととなり、債務者の経営状況の悪化のみならず、債務者の電気を使用する市民・団体、関西地域における市民生活、経済活動等、ひいては国のエネルギー政策に対しても、将来にわたって極めて大きな影響を及ぼしうるものとなる。

本件仮処分については、その判断が及ぼす影響の大きさに鑑みて、慎重な審理判断がなされることが必要である。

第5 結語

以上述べたとおり、争点が極めて多岐にわたり、専門性が高く、かつその判断が多方面に極めて大きな影響を及ぼしうる本件仮処分は、債務者の追加主張及び疎明も含めて、慎重かつ充実した審理判断を行うべき事案であるといえるし、本件各発電所の起動前にも審理期間を相当程度確保できる見通しがある。

御庁におかれては、本件仮処分について、拙速に陥ることなく、十分な期間をかけて慎重かつ充実した審理を行われるよう切に望むものである。

以 上